## 附属機関等の運営に関する基本事項

## (令和6年4月1日時点)

(令和6年4月1日時点)               所管局:総務局	
機関名称	東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱
設置年月日	令和2年6月11日
機関の目的 ・所掌内容	東京都犯罪被害者等支援条例(令和2年東京都条例第17号)に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
委員数	6名 (うち、女性委員数3名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/higaisyajyourei/sesaku.html
問い合わせ先	総務局人権部人権施策推進課 電話番号: 03-5388-2589